

	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1)(2)2021年からの中期（3年～5年）の事業方針を策定し、ホームページ上で公開した。 http://www.orienteering.or.jp/archive/joa/keikaku_2021.pdf</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯スポーツとして、健康と生きがいのある豊かな人生をつくる。 競技スポーツとして、自律の精神でフェアに挑戦する競技力と人格の向上を目指す。 日本と世界をオリエンテーリングでつなぎ、国際友好に貢献する。 社会に役立つ知識とスキルを広める。 自然の中で行われる野外スポーツとして、環境に対して畏敬の念を持つ。 <p>2021年以降の行動目標を策定し、目標達成期間を入れた。 ・公益事業、競技力、競技会、普及、総務の5項目を設定し、より具体的に目標を明記した。 2021年度事業方針を策定した。 ・I O Fの事業への協力、国際大会の招致、I O Fへの役員派遣 ・主催大会(全日本選手権)の安定的開催と質の維持、公認大会の増加等、18項目の目標を策定。 (3)計画策定にあたって、理事会で意見を募り審議した。</p> <p>長期（～10年）計画については2023年6月までに策定し、同時期に公表する。</p>	(24)2021年度事業計画書 (25)2020年度第27回理事会議事録
2		(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1)(2)(3)現在人材採用・育成の計画・公表がなされていないが、理事、監事など役員だけでなく、会員（都道府県協会、日本学連）からの意見も収集して2023年6月までに策定予定の長期事業方針で明確化し、同時期に公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局の強化 事務局員の増加と業務分担の見直し（3年で人数倍増） 役員候補者選考委員会による、役員人選 	(24)2021年度事業計画書 (25)2020年度第27回理事会議事録 (26)2021年度第28回理事会議事録
3		(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1)(2)(3)現在財政の健全性確保の計画・公表がなされていないが、理事、監事など役員だけでなく、会員（都道府県協会、日本学連）からの意見も収集して2023年6月までに策定予定の中長期事業方針で明確にし、同時期に公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政の健全化 収入財源の確保及び見直し(2020年度から継続) 毎年2月もしくは3月の理事会において、事業計画と収支予算を審議し、また、5月理事会では、事業報告と収支決算を審議、5月末か6月の総会で報告後、その内容をHPで公表している。 <p>http://www.orienteering.or.jp/archive/joa/kessan_2020.pdf ・今後ともこれらの取り組みを継続充実し、健全性の確保に努めていく。</p>	(24)2021年度事業計画書 (25)2020年度第27回理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> 理事には、ブロック理事と学識理事があり、学識理事においてはその専門性や職業を考慮して、多様性の確保に努めている。 <p>2023年6月までに下記の目標を決定し活動を開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部理事の目標割合は25%以上にする。 女性理事の目標割合は40%以上にする。 <p>達成に向けた具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事改選は原則2年毎、委員改選は適宜行っている。 2021年度は理事改選が実施され、理事は20名(内、新任10名)、うち女性4名(20%)、外部理事3名(15%)となった 委員会等内部組織構造の見直しを継続して行う。 2023年度理事改選の際に上記目標が達成できるように、ブロック理事において女性の割合を増やす、学識理事に置いて外部理事を増やすことを検討している。 	(32)役員名簿 (33)委員会名簿 (16)理事選考規程 (3)委員会規程 (27)第29回議事録
5		(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	該当しません。（評議員制度はありません）	

	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証書類
6		(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) (2) アスリート委員会が設置され、そのメンバーがホームページで公開されている。 http://www.orientteering.or.jp/athlete/ (2) アスリート委員会委員は、フット、スキー、トレイル、マウンテンバイクの4種あるオリエンテーリング競技の代表選手、元日本代表選手を中心に選出、女性比率30%を維持し、若手中心にアスリートの率直な意見を出せる委員会構成としている。 (3) 各種委員会からアスリート委員会へ適宜諮問している。 ・アスリート委員会は適正に活動している。2020年6月21日と2021年8月2日に委員会を開催した。 ・アスリート委員会設立は2020年からであり4年分の議事録は無い。 ・アスリート委員会に関する規程は2022年6月までに策定する。	(34)アスリート委員会名簿 (48)アスリート委員会議事録
7		(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・理事構成は、会員代表（ブロック理事）10名、学識理事10名以内としている。 ・役割等を勘案し、会員からの意見具申が容易に出来る体制とするとともに、会社経営者、大学教授などの有識者を選任し、また外部理事も招聘している。 ・理事会は、年4回以内として定期的に開催している。 上記の通り、理事会の実効性を確保している。	(16)理事選考規程 (32)役員名簿
8		(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・定款、理事選考規程、理事の職務権限規程で、役員の資格、範囲等について定めている。 ・役員の内任年齢に関する規程を設けている。 ・非常勤理事の就任時の年齢は65歳までとしている。 ・常勤理事の就(新)任時年齢については、2022年6月までに規程を改訂する。	(1)定款 (16)理事選考規程 (17)理事の職務権限規程 (7)役員の内任年齢に関する規程
9		(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・2021年6月改選において、任期が10年を超える理事は退任した。 ・理事の内任期間連続最大10年については2022年6月までに規程を更新改訂する。	(7)役員の内任年齢に関する規程
10		(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・2021年度理事改選のため、役員候補者選考委員会を設置し、理事候補の募集を行った。 ・役員選考委員会は、独立性を重んじたメンバー構成とした。 ・理事選考の対象となるものについては、候補者選考委員とはなっていない。 ・役員候補者選考委員会規程を2022年6月までに策定する。	(26)第28回理事会議事録 (49)役員選考委員会名簿 (55)候補者選考委員会の議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	・倫理規程等で法令遵守についての規定を整備している。	(15)倫理規程
12		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、入退会に関する規則、委員会規程、役員内任年齢規程、会員支援に関する規程、理事の職務権限規程、理事会運営規則、旅費規程、謝金規程、経理規程、庶務規程、就業規則等、法人の運営に必要な一般的な規程を整備している	(1)定款 (2)入退会に関する規則 (3)委員会規程 (7)役員内任年齢規程 (12)会員支援に関する規程 (17)理事の職務権限規程 (19)理事会運営規則 (20)旅費規程 (21)謝金規程 (22)経理規程 (23)庶務規程 (36)就業規則

	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
13		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・情報公開規程、個人情報管理規定、文書管理規定等を整備している。	(4)情報公開規程 (5)個人情報管理規定 (35)文書管理規定
14		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員報酬規程、事務局賃金等内規を整備している。	(6)役員報酬規程 (28)事務局賃金等内規
15		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・基本財産については、規程を整備し運用している。 ・寄付金については、寄付金等取扱規程および寄付金取扱実施基準を整備して運用している。	(8)基本財産の取扱に関する規程 (9)基本財産資金運用取扱に関する細則 (10)寄附金等取扱規程 (11)寄附金取扱実施基準
16		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政基盤としての、オフィシャルスポンサーは、オフィシャルパートナーに関する規程で毎年確認をしている。 ・会員からの会費納入を財政基盤の一つとしている。 ・入会・退会に関する規程により、当協会の趣旨に賛同する「賛助会員」制度をもって、会員募集を行っている。	(13)オフィシャルパートナーに関する規程 (14)表彰規程 (2)入会・退会に関する規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化委員会が主体となり、大会毎に選手選考基準を決めて世界選手権等に向けての選考会を行い、代表選手を選考しているが、世界選手権大会等代表選手選考規程、および選手の権利保護に関する規程は未整備の為、2022年6月までに整備する。 ・上記規程整備に関わる者の選任については、理事がその選任過程に関わり、公平かつ合理的に行われるよう管理を行う。 ・選手の権利保護の一つとして、日本オリエンテーリング競技規則第24条から第27条で、競技の違反行為、納得ができない競技上の事象などについて、調査、提訴、上訴のしくみは整っている。	(29)日本オリエンテーリング競技規則 (60)世界選手権大会選手選考資料
18		(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	競技の性質上審判員制度はない。 大会の公平性を確保するため、運営者とは独立した「イベントアドバイザー」を任命し、大会運営への助言・指導する制度を設けている。	審判員制度に関する規定は無い。 (29)日本オリエンテーリング競技規則 (30)イベントアドバイザー資格認定に関する規則
19		(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	相談内容に応じて、顧問弁護士に相談できるルートを確認しており、また監事に弁護士を選任している。 役員は、日頃より活発なメールのやりとりで潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	(53)法律顧問契約書 (59)問題発生時対応フロー図 (32)役員名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・危機管理・コンプライアンス委員会を設置している。 2020/8月に開催した。 ・コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定は、2022年6月までに行う。 ・現在5名で構成し、男性4名、女性1名で成立している。 危機管理・コンプライアンス委員会は2020年に設立の為、4年間の議事録は無い。	(15)倫理規程 (40)危機管理・コンプライアンス委員名簿 (50,51)危機管理・コンプライアンス委員会議事録
21		(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・現在5名で構成し、うち、弁護士が1名、危機管理を専門とする大学教員1名が入っている。	(40)危機管理・コンプライアンス委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・オンラインによる理事勉強会を2021年度から開始した。JSPOのスポーツ指導者のための倫理ガイドラインを解説した。	(58)令和3年度JOAコンプライアンス教育実施計画書 (47)スポーツ指導者のための倫理ガイドライン

	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証書類
23		(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・選手強化合宿時に、アンチ・ドーピング等の研修の時間を設け、教育を実施している。 ・選手および指導者に対するコンプライアンス教育については今年度からコンプライアンス教育実施計画書をもとに進める。	(58)令和3年度JOAコンプライアンス教育実施計画書 (47)スポーツ指導者のための倫理ガイドライン (61)選手強化合宿アンチドーピング研修資料
24		(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員制度は無い。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) (2) ・会計事務所と契約をし、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。 ・法律・法務等についても、弁護士と契約をし、指導を受けているとともに日常的に相談できるルートを確保している。	(59)問題発生時対応フロー図 (54)税務、会計契約書 (53)法律顧問契約書
26		(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) (3) 財務・経理の日常処理は、適切にかつ公正な会計原則を遵守できるよう、事務局の会計担当が主として記帳管理し、各日にて行っているものも記帳をし、複数チェックをしている。 (2) 監事は3名中1名は、税理士の資格を有している。1名は企業での総務経験者、1名は弁護士である。計算書類を含めた会計監査は年1回行っている。 役員・監事名簿 http://www.orienteering.or.jp/joa-about/organization/	(32)役員名簿
27		(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	日本スポーツ振興センターにて公開されている、振興基金及び振興くじの助成ガイドに基づいて運用を行っている。	(15)倫理規程 (37)令和3年度JSC助成決定通知書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・2004年度より財務諸表を電子公告(協会HP)により行っている。 http://www.orienteering.or.jp/archive/joa/kessan_2020.pdf	(52)2020年度監査報告書 (57)2020財務諸表
29		(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。 http://www.orienteering.or.jp/nt_news/ ・強化委員会が主体となり、大会毎に選手選考基準を決めて世界選手権等に向けての選考会を行い、代表選手を選考している。 選手選考に関する規定は現在策定中であり2022年6月までに策定する。	(60)世界選手権大会選手選考資料
30		(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当協会での順守状況については、協会HPに開示している。 http://www.orienteering.or.jp/joa-about/governancecode/ ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等についても、当シートをHPに毎年開示していくこととしている。	HP掲載の自己診断説明及び公表内容シート
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 利益相反が生じないよう、定款及び倫理規程に則り、事業管理をしている。利益相反に相当しそうな事例については、相見積もりを取るなどして、理事会承認を得ている。 (2) 利益相反規程を2023年6月までに策定する。	(1)定款 (15)倫理規程

	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証書類
32		(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>・単独としての規程「利益相反ポリシー」は作成されていないが、倫理規程第4条第4項に規定している。</p> <p>2023年6月までに利益相反ポリシーを策定する。</p>	(15)倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>通報制度については倫理規程にて整備し、ホームページに通報制度の案内を公開 http://www.orienteering.or.jp/consultingforviolentbehavior/ するとともに事務局が窓口となり、危機管理・コンプライアンス委員会にて対応する。</p> <p>・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課す。 ・通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理の徹底。 ・通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止。</p> <p>の3項目については2021/8/29第30回理事会で倫理規程を改訂し対応した。</p> <p>弊協会役員に対する「通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付け」は2022年6月までにホームページ、広報誌を使って案内を行う。</p>	(15)倫理規定 (39)第30回理事会議事録
34		(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>危機管理・コンプライアンス委員会には、弁護士と、危機管理を専門とする大学教員を、任用している。</p> <p>危機管理・コンプライアンス委員の選任について、危機管理・コンプライアンス委員会に関する規程を2022年6月までに策定する。</p>	(15)倫理規定 (40)危機管理・コンプライアンス委員会名簿 (41)倫理委員会候補者名簿
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>(1) (2) (3) (4) 倫理規程を見直し、2020年9月に懲罰制度を盛り込んだ新規規程を作成し公開した。 http://www.orienteering.or.jp/archive/rule/rinrikitei_20210201.pdf 倫理規定第6条に、通報窓口→危機管理・コンプライアンス委員会→倫理委員会、という流れを制定している。 倫理規定第7条に、処分についての手続きを規定している。</p> <p>(4) 倫理規定7条7項に、 処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を記載した文書で通知する、を2022年6月までに追加改訂する。</p>	(15)倫理規程
36		(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>・処分審査については、倫理規定に、「倫理委員会」の設立規程を設けている。その答申に基づいて理事会で処分を決定するという流れになっている。</p> <p>・倫理規定第6条で倫理委員には弁護士を含める旨を定め、倫理委員会の構成者には、監事（うち1名は弁護士、1名は税理士）等、中立性、専門性を有する者が含まれている。</p>	(15)倫理規定 (41)倫理委員会候補者名簿 (59)問題発生時フロー図
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>(1) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に関わる案件については、協会HPに自動応諾条項を開示し、 http://www.orienteering.or.jp/archive/rule/rule_059.pdf 日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。</p> <p>(2) (3) 2022年6月までに倫理規定に自動応諾条項を定めている規程を追加、改訂する</p>	(15)倫理規定 (31)スポーツ仲裁申し合わせ

	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証書類
38		(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまでは処分対象者への通知を行ったことは無いが、今後発生した場合は、懲戒処分通知書（スポーツ仲裁利用ができることが記載されている）を発行する。	(42)懲戒処分通知書
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	オリエンテーリング安全のしおり、ナビゲーションスポーツとしての安全ガイドを策定し、競技において通常想定しうる有事については対応の指針を用意している。 (1) 危機管理・コンプライアンス委員会の設置については倫理規程6条に定めている。 (2) (3) (4) 危機管理マニュアルを2022年6月までに策定する。	(15)倫理規程 (43)オリエンテーリング安全のしおり (44)ナビゲーションスポーツのための安全ガイド (40)危機管理・コンプライアンス委員名簿
40		(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事と判断される事案該当なし	
41		(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	現在、外部調査委員会を設置する事案はない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 当協会は地方組織（都道府県協会）を正会員としており、権限関係は定款で定められている。 倫理規定は地方組織（会員）代表者にも適用される。 (2) 地方組織の組織運営サポートについては、地域活性化委員会を設けてサポートしている。 (3) 地方組織の財務サポートについては、会員支援制度を設けている。	(1)定款 (12)会員支援に関する規定 (62)組織図
43		(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・各会員に対しては、理事会・総会の議事録、通達、広報誌等で、方針の伝達や、啓蒙を行っている。 ・地方組織に対する情報提供・研修会計画書にもとづき地方組織支援を行う。	(45)JOAニュース (46)理事会・事務局だより (63)地方組織に対する情報提供・研修会計画書